

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の手引き

1 特定事業所集中減算について

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

2 特定事業所集中減算の算定手続きについて

(1) 判定期間と減算適用期間

判定期間	減算適用期間	提出期限
前期：3月1日～8月31日	10月1日～3月31日	9月15日まで
後期：9月1日～2月末日	4月1日～9月30日	3月15日まで

※減算要件に該当した場合は、減算適用期間の居宅介護支援費の全てについて減算を適用する。

(2) 判定方法及び書類の作成

- ① 居宅介護支援事業所ごとに、判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算する。
→「別紙1」参照（各事業所独自の様式でも可）

・訪問介護の場合

（訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数）

÷（訪問介護を位置付けた計画数）

- ② 上記①の結果を訪問介護サービス等の各サービスごとに「届出書（別紙2）」に記入する。

(3) 算定手順

- ① 全ての居宅介護支援事業所において、「別紙1」を参考に計算した書類及び「届出書（別紙2）」を作成し、日出町介護福祉課介護保険係に提出する。

【算定上の留意点】

紹介率の算定に当たっては、以下の点に留意すること。

1. 介護予防支援計画は含めないこと
2. 利用実績がない場合は、居宅サービス計画件数から除くこと
3. 給付管理していない場合は、居宅サービス計画件数から除くこと
4. 居宅サービス計画件数は、実際にサービスを提供した月の件数に加えること
5. 紹介率最高法人の件数は、同一法人格を有する法人単位で集計すること

- ② 紹介率最高法人に80%を超えて集中している場合は、減算対象となるが、「正当な理由」があると認められる場合は減算の対象としない。

この場合の「正当な理由」の範囲は、以下のとおりとする。

- ア 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域にサービス種類ごとの事業所数が4事業所以下である場合
- イ 特別地域居宅介護支援加算を受けている居宅介護支援事業所である場合
- ウ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数（当該居宅介護支援事業所において給付管理を行った件数）が20件以下である場合
- エ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- オ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案したことにより、特定の事業所に集中していると認められる（ア）又は（イ）の場合
 - （ア）紹介した事業所が2年以内に社会福祉法第78条の規定に基づく福祉サービス第三者評価を受け、その結果を独立行政法人福祉医療機構WAM-NETに公表しており、その評価項目のうちa評価が50%以上で、c評価がない事業所
 - （イ）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
- カ その他正当な理由と認められる場合
 - （ア）事業所の体制が充実していると考えられるa又はbのいずれかの場合
 - a 訪問介護事業所において、特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定している事業所
 - b 通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所において、生活機能向上連携加算、個別機能訓練加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）、栄養改善加算、口腔機能向上加算の全てを算定することができる旨の届出をしている事業所

※オ～カに係る留意事項

- a オ（ア）については、届出の時点で第三者評価の結果を公表しており、要件を満たしていればよい。
- b オ（ア）及びカ（ア）については、紹介率最高法人に同種の訪問介護サービス等事業所数が複数あり、全ての事業所が要件を満たしていない場合については、要件を満たしている事業所を利用している利用者の居宅サービス計画数を除いて再計算し、その結果、対象となるサービスが位置付けられた居宅サービス計画の数が1月当たり10件以下であるか、又は紹介率最高法人に80%を超えて集中していない場合については、減算の対象としないこととする。
- c オの（イ）については、該当する居宅サービス計画数を除いて再計算し、その結果、紹介率最高法人に1月あたり10件以下であるか、又は紹介率最高法人に80%を超えて集中していない場合は減算対象としないこととする。
- d カ（ア）においては、判定期間の当初（前期：3月1日、後期：9月1日）において要件を満たしている必要がある。
- e カ（ア）においては、実態として加算の要件を満たしていても、加算の届出

を提出していない事業所は対象としないものとする。

- ③ 上記②のア～カの理由に該当し、特定の訪問介護サービス等事業所に集中する正当な理由があると認められる居宅介護支援事業所については、「理由書(別紙3)」及び必要に応じて「再計算書(別紙4)」又は「居宅サービス事業所の選択に関する理由書(別紙5)」を添付すること。